四国地方は、洪水頻発地域であり、平成30年7月豪雨では、吉野川水系、物部川水系、肱川水系で氾濫危険水位を超過し、県管理河川も含め四国内の各地で深刻な浸水被害、土砂災害が発生し、特に肱川水系では、肱川の氾濫等により尊い人命や多くの資産が失われるなど、過去に経験のない規模での甚大な浸水被害となった。

また、平成26年の台風12号、11号では10日間で2,000 mmを超える記録的な降雨となり、四国各地で深刻な被害が発生し、平成29年の台風18号では愛媛県重信川で戦後最高水位を記録し、多くの箇所において堤防漏水が発生するなど極めて深刻な状況となっている。

このような水害を防ぐためには、四国の極めて厳しい自然条件と、全国に比べて進行している高齢化なども踏まえ、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組を広く推進し、予防的な治水施設の整備をはじめ、最大規模の降雨による洪水を想定し、円滑な避難行動や災害時に迅速に対応できる危機管理体制の強化が求められている。

また、平成30年に発生した大阪北部地震や北海道胆振東部地震における甚大な 地震被害を目の当たりにし、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が予想される四 国地方においては、目前に迫る脅威に対し、早急な地震・津波対策が不可欠となっ ている。

加えて、渇水に対しても、ほぼ毎年のように取水制限が行われており、平成6年、17年、20年には、早明浦ダムの利水容量が底をつくなど、各地で日常生活や社会経済活動に計り知れない被害や影響を及ぼしている。

一方、四国地方には、良好な水辺空間をはじめ心癒される自然環境が多数残されており、地域と一体となった豊かで潤いのある水辺環境の保全と創出が望まれている。

治水事業は、洪水などの災害から国民の生命や財産を守り、健康で豊かな生活環境と安全で活力ある社会を実現するために、最も根幹をなす社会資本整備である。 四国における地方創生・人口減少の克服のためにも、治水施設の整備や既存施設の機能維持の重要性は不変であり「国家百年の計」として国が責任を持って着実に実施しなければならないものである。

近年の治水事業関係予算の確保が厳しくなっている中で、治水施設の老朽化も進行していることから、その維持管理・更新費の増加も見込まれており、地域住民の安全・安心の確保に責務を負う我々としては、このような喫緊の課題への対応に支障をきたすのではないかと危惧しているところである。

ついては、本総会の総意に基づき、安全で安心な国土を実現し、子々孫々に引き継ぐべく、次の事項を国会並びに政府に対し強く要望する。

- 1 全国で甚大な災害が頻発している現状を鑑み、災害から国民の生命や財産を守り、社会経済活動が確実に守られるよう、必要な治水関係予算を確保し、堤防やダム等の根幹的な治水施設の整備を強力かつ計画的に推進するとともに、激甚な浸水被害が発生した地域の再度災害防止対策を着実に推進すること。
- 2 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく、予防的な治水施設整備を推進するとともに、洪水ハザードマップ作成の支援や迅速な避難誘導に資する情報提供の充実等、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策を強力に推進すること。
- 3 気候変動による水害や渇水の増加が懸念されていることから、現在実施しているダム事業の推進を図るとともに、既設ダムを有効活用し、ダム再生を加速する「ダム再生ビジョン」に基づき、既設ダムの治水・利水・環境の機能向上を図る対策を推進すること。
- 4 切迫する南海トラフ地震による壊滅的な被害を軽減するため、河川・海岸堤防及び樋門などの河川構造物の地震・津波対策を着実に推進すること。
- 5 河川管理施設等の長寿命化を図り、既存施設の有効活用や維持管理費を含めたライフサイクルコストの縮減を図る戦略的な維持管理・更新を推進すること。
- 6 河川や水辺の持つ多様な機能や地域の特性を活かし、各地方公共団体や地域と 連携し、歴史、風土等に根ざした魅力ある良好な河川環境の形成と、まちづくり と一体となった魅力ある水辺空間を創造するための施策を推進すること。
- 7 地方の国土強靭化の取組が円滑に実施できるよう、総合的な防災・減災対策の 実施や社会資本の老朽化対策を計画的に進めて行く必要があることから、社会資 本整備財源を安定的に確保するとともに、緊急防災・減災事業債の恒久化並びに 採択要件の緩和など起債制度の拡充を図ること。
- 8 国土強靭化や広域災害対応などで重要な役割を担っている国土交通省の地方整備局及び各事務所などの出先機関の事務機能強化、さらに、災害時の危機管理体制の強化を図るため、排水ポンプ車の拡充、緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)の機能強化を図ること。

令和元年7月29日